

平成20年9月第11回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成20年9月10日第11回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	日 下 初 夫	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	東 常 太 郎
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
教育長	鈴 木 光 範	学務課長	齋 藤 良 一
生涯学習課長	遠 藤 敏 夫	農業委員会事務局長	東 常 太 郎
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 議発第 3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 議案第 49号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 4 議案第 50号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 51号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 52号 平成20年度亶理町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 53号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 54号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 55号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 56号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 57号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 報告第 3号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 13 報告第 4号 平成19年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 14 報告第 5号 平成19年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について

午前9時58分 開議

議長（岩佐信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、10番平間竹夫議員より遅刻の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 鈴木高行議員、11番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

次に、諸般の報告をいたします。

議員提出議案についてであります。規則改正案1件を受理しております。

日程第2 議発第3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（岩佐信一君） 日程第2、議発第3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

職員に議案を朗読させます。

庶務班長（牛坂昌浩君） 朗読いたします。

議案第3号、平成20年9月10日。亶理町議会議長岩佐信一殿。提出者、亶理町議會議員高野 進。賛成者、亶理町議會議員鈴木高行。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

議長（岩佐信一君） 提出者から趣旨の説明を求めます。

高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 提出者の亶理町議會議員高野 進でございます。

改正案を朗読して、提案の説明にかえさせていただきます。

再度、亶理町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提出の理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられたことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものです。

一番後ろの方ちょっと参考までに見ていただきたいんですが、右側が現行で左側改正案でございます。第15章、これを入れます。（全員協議会）第111条 法第100条第12項の規定により議案の審査または議会運営に関し協議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16章でございますが、第112条 議員の派遣、法第100条第13項、このように現行を直します。

飛んでいきます。第17章、第113条、これ112条から113条に改正するというところでございます。

簡単ではございますが、前のページにお戻りいただきたいと思います。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則。

亶理町議会会議規則（昭和39年亶理町議会規則第14号）の一部を次のように改正する。

裏面の文言をこちらに移動するということになりますが、読み上げてまいります。

第112条を第113条とする。

第16章を第17章とする。

文言の整理でございますけれども、第111条中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、同条を第112条とする。

第15章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 全員協議会。

第111条 法第100条第12項の規定により議案の審査または議会運営に関し協議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。説明終わります。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号 亘理町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 亘理町議会会議規則の一部を改正する規則についての件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第49号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第49号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げますので、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律におきまして、議員の報酬に関する規定の整理がされたことに伴いまして、費用弁償を支給する対象に全員協議会を加えまして、さらには報酬を議員報酬に改正するなどの文言の整理等について改正するものでございます。

それでは、皆様方に差し上げております別紙資料で説明申し上げますので、資料の方をお出してください。

亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表。右側が現行、左側が改正案でございます。

亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の「報酬」が「議員報酬」と文言が改正されます。

以降、第1条趣旨、第2条報酬の額、第3条報酬の支給等、次ページにいきまして、4条前までが「報酬」から「議員報酬」という文言の整理でございます。

そして、2ページの第4条第4項の第5号に「全員協議会」を加えるものでございます。

そして、第5条の期末手当につきましては、「報酬月額」という字句を「議員報酬の月額」というふうに改める。

第6条の報酬、期末手当の減額、これも同じでございます。

以上が亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正分でございますので、4ページをお開きください。

次に関係する条例が、亘理町特別職報酬等審議会条例でございます。

右側が現行、左側が改正案でございます。

亘理町特別職報酬等審議会条例。これが改正で亘理町特別職「給料等」審議会条例というふうに改正になります。

第1条設置につきましても「報酬等」が「給料等」、そして2行目に「特別職報酬等審議会」が「特別職給料等審議会」というふうに改めます。

第2条意見の聴取につきましても、「議会の議員の報酬」が「議員報酬の額」

に、そして、その1行下に「当該報酬等」が「当該給料等」というふうに改正されたわけでございます。

続きまして、三つ目の関係条例でございますが、亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を説明します。

第1条趣旨、「203条の規定」が「203条の2の規定」というふうに改正されま
す。これは条詰めでございます。

2行目、括弧書きでございますが、「議会の議員を除く」というのが新たに改
正案では削るというふうになります。

以上が地方自治法改正に伴う関係条例の整理に関する条例の改正部分でござい
まして、議案書の2ページの方に戻っていただきたいと思えます。

附則。この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 地方自治法の改正に
伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第4、議案第50号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案第50号を説明しますので、議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第50号 亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、さらには中小企業金融公庫が解散することに伴いまして、年次有給休暇日数の特例対象となるもので、公庫に使用されていた者については沖縄振興開発金融公庫に特定されることから、条文の改正を行うものでございます。

それでは、別紙資料に基づいて説明しますので、資料の5ページをお開き願いたいと思います。

亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表、右側現行、左側改正案でございます。

右側の第12条、年次有給休暇の第1項第3号の中で、中段に「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」、それが先ほど内容申し上げましたが、「沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）に規定する沖縄振興開発金融公庫」、そういうふうに改正されましたので、今回提案をするものでございます。

それでは、議案書の3ページにもう一度戻っていただきたいと思います。

附則。この条例は平成20年12月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第51号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、議案書の4ページをお開き願いたいと思います。

議案第51号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されたことに伴いまして、題名及び文言等について改正をするものでございます。

それでは、別紙資料6ページをお開き願いたいと思います。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表、現行が右側、改正案が左側でございます。

「公益法人等への職員の派遣に関する条例」、これが左側改正案「公益的法人等へ」というふうに文言が改められております。

第1条趣旨、この条例は「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」、それが「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」、さらには4行目に「公益法人等」が「公益的法人等」へというふうに改正されたものでございます。

それでは、議案書の4ページをお開きをお願いします。

附則。この条例は平成20年12月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 平成20年度亙理町一般会計補正予算
(第2号)

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第52号 平成20年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第52号 平成20年度亙理町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書でご説明申し上げます。

平成20年度亙理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,118万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,071万8,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

まず、歳出の主なものからご説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

歳出、第2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費でございます。1,563万8,000円の追加補正でございますけれども、これにつきましては公的年金からの特別徴収に係る基幹システム改修等、ASPサービス導入委託料1,400万、これにつきましては平成21年10月から公的年金からの特別徴収が始まりますので、それらに係るシステム改修に要する費用でございます。

続きまして、15ページ、16ページでございます。

第3款民生費、全体で317万4,000円の追加補正でございますけれども、これにつきましては、平成19年度の補助事業関係確定いたしておりますので、それらに伴う返還金、それぞれ組んでおります。それが主なものでございます。

続きまして、17、18ページでございます。

第6款農林水産業費1項4目農業振興費149万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、野菜振興対策経費の中の宮城県青果物価格安定相互補償協会負担金、資金造成関係が目標に達しておりますので、今年度分当初に組んでおりました150万円不要になりましたので減額するものでございます。

続きまして、7款商工費1項商工費3目観光費2,300万円の追加補正でございます。これにつきましては、わたり温泉健康センター北側の駐車場の整備工事を行うものでございます。

4目企業誘致対策費1,559万6,000円の追加補正でございますけれども、企業誘致関係ということで、全体的に報酬から委託料まで企業誘致にかかわる経費を計上したものでございます。

第8款土木費2項2目道路維持費でございますけれども、町内除雪作業委託料ということで冬場に向けての450万を計上しております。

3項1目河川総務費でございますけれども、1,320万でございます。これにつき

ましては、鍋倉川改修工事、それからヲフロ沢護岸工事、合わせて1,320万円でございます。

9款消防費1項2目非常備消防費199万円でございます。主なものは備品購入ということで、消防団への安全装備品131万3,000円購入経費として計上しております。

続きまして、21ページ、22ページでございます。

教育費関係でございますけれども、10款教育費1項2目事務局費、学校整備積立金ということで寄附をいただきました財源で100万円を積み立てするものでございます。

それから、4項2目の公民館費150万円の補正でございますけれども、中央公民館の会議室・懇話室等の空調設備壊れておりますので、それらの工事ということで150万を計上しております。

続きまして、歳入の方にまいりたいと思います。

戻りまして、9ページ、10ページでございます。

まず、9款地方交付税でございますけれども、これにつきましては4,592万1,000円ということで、今回の補正の調整財源ということで計上いたしております。

それから、16款寄附金でございますが、内訳を申し上げます。仙台市宮城野区福室字明神西83、上野株式会社代表取締役上野憲次様から長寿社会対策ということで10万円をいただいております。それから、横浜市西区みなとみらい2-1-1、株式会社リード代表取締役鍋谷忠克様より学校整備基金ということで100万円を頂戴しております。それから、亘理町長瀬字町南1-2、有限会社きぬや代表取締役片田すみれ様、がん対策というふうな内容で1万円をご寄附いただいております。大変ありがとうございました。

続きまして、17款繰入金1項9目観光施設整備基金繰入金2,300万円、これにつきましては、健康センター北側の駐車場整備に充てるべく2,300万円を取り崩すものでございます。

続きまして、11ページ、12ページでございます。

19款諸収入4項1目雑入205万5,000円でありますけれども、主なものは総務雑

入の消防団員安全装備品等助成金ということで141万2,000円を補正しております。

それから、20款町債でございますけれども、河川整備事業債ということで900万円を予定しております。

続きまして、4ページでございます。

第2表、債務負担行為補正、追加でございますけれども、平成20年度（平成20年5月利子助成金交付決定）に伴うものでございますけれども、農業経営基盤強化資金利子助成、平成21年度から25年度まででございます。限度額が2万4,000円で追加の補正を行うものでございます。

第3表、地方債補正の変更でございますが、河川整備事業債、限度額6,300万円であったものが、900万円増額して限度額7,200万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等については補正前と同じでございます。以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点目。14ページ、2款2項2目公的年金からの特別徴収について、3点お伺いいたします。

まず、対象者、公的年金受給者が何人で、そのうち特別徴収対象者が何人か。

2点目、特別徴収対象者への周知徹底はどうするのか。

それから、財源が1,563万8,000円、すべて一般財源であります。65歳以上の方の公的年金からの特別徴収については、これは国の制度であります。国の財政負担はあるのか、この3点について答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、対象者でございますが、平成20年度課税分でございます。対象者は1万2,000件でございます。1人当たり年金が2件、3件とあるわけでございます。それも含めると延べの件数でございます。

それで、対象者ですね。特別徴収の対象者はそのうち1,800件ございまして、15%を占めておるところでございます。

あと、周知につきましては、来年の10月から特別徴収制度が始まるわけですので、来年の7月に該当者の方に通知したいとこのように思っておるわけですので、それまで普通徴収の方もいるわけですので。6、7、8、9と、これは普通徴収になりまして、10月から特別徴収の方にしていただく。このような内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この公的年金からの特別徴収関係で国の制度ということでございますけれども、直接的に補助を出す考えは国の方では全然ないようでございます。今回地方交付税の中で、10万人規模でありますと大体1,000万ぐらいでしょうか、の金額になるかと思うんですけれども、それらをもう参入しているというふうな国の説明でございました。亘理町に換算しますと大分減りますけれども、それと同時にこの公的年金から特別徴収が始まると、徴収の人が減るのではないかというふうな国の考え方もあるようでございます。理論的にそうなるかもしれないけれども、実際上は亘理町ではそういうふうな人件費の削減はないというふうに考えておりますけれども、そういうふうなことで、実際の徴税費の伸びは平成19年と比べますとございませぬ。むしろ若干減っているような状況でございます。以上のような状況でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 住民税を公的年金から天引きしておきながら、自治体に対しては地方交付税措置を全額しないというのは、これは全く不当なことであります。それはそれとして、次移ります。

22ページ、9款1項5目13節井戸水水質検査委託料であります。これは個人の井戸水であります。なぜ個人の井戸水の検査に町の負担をするのか。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） やはり鞠子議員もご承知のとおり、いざ災害が発生した場合には、本町町民の水資源の確保が大事と。そういう観点から、町内の井戸の保有状況をまず把握しなければならない。そして、その把握をいたしまして水質検査をし、飲料水あるいは生活用水として提供していただきながら、町民への有効活用

を考えているということで、今回町内約100カ所、本来ならば75行政区ありますから75でいいんですけれども、やはり飲料水、あるいは生活用水についてはできるだけ多めがいいということで100カ所ということ今回補正したものでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目ですね。17ページ、7款1項4目ですね。企業誘致対策費、1,500万くらいですけれども、主には実施計画の変更とか測定の委託料でありますけれども、今後この企業誘致対策費について、町の負担、財政負担は今後どういうものが考えられる、どのくらいになるのか、見通しをお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） まだ試算はしておりませんが、アクセスの道路関係、その関係も整備する必要があるのではないかというふうに思っております。あと、町の負担ですけれども、町の考え方にもよるわけですけれども、実際上は環境アセスメントをとる必要があるかどうか、今ちょっと県の方と協議をしております、その経費が必要になればまた補正というふうなことも考えられます。

そういうこともございますので、額が幾らというふうなことはまだちょっと今の段階ではまだはっきりしておりませんので、大変申しわけないんですが、割愛させていただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 平成20年度互理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成20年度互理町一

般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第53号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第53号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,134万7,000円とするものでございます。

これの主な内容でございますが、今回国の方から国保ヘルスアップ事業の事業採択を受けたことに伴いまして、予算の財源の確保と歳出関係での組み替えの補正内容でございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出、8款保健事業の1項1目特定健康診査等事業費178万9,000円の追加補正でございますが、今回財源内訳にありますように、国県支出金ということで国からの特別財政調整交付金が443万2,000円交付されることによりまして、一般財源を減額するものでございまして、説明の欄で保健事業の経費ということで今回賃金から委託料までそれぞれの諸経費178万9,000円を追加補正しているわけでございます。

これらの内容については、主なものは早期介入保健事業ということで、30代からの若い方々に対して、やはり腹囲が一定基準、要するに男性であれば85センチ

以上、女性であれば90センチ以上、またはBMIが25以上の方で薬を飲んでいない方を対象に、保健指導の対象者の予備軍を早めに指導を徹底して医療費の抑制を図るというふうな事業の事業費にそれぞれの経費を充当するわけでございます。

それでは、歳入の方を説明しますので、8ページ、9ページに戻っていただきたいと思えます。

歳入につきましては、3款国庫支出金2項1目財政調整交付金、補正額が443万2,000円の追加でございます。これについては、特別財政調整交付金ということで、事業名は「国保ヘルスアップ事業」ということで、この事業は6月に事業採択いただきまして、20年度と21年度の2カ年間の事業という採択でございます。

次に、9款の繰入金2項1目財政調整基金繰入金ということで、266万5,000円の減額補正でございます。今回財源後の確保ができましたので一般財源を減らすということで、基金に繰り入れるわけでございますが、今回の266万5,000円を戻し入れしますと、繰り入れしますと、国保財政調整基金の残高は現在9,605万1,000円、9,605万1,000円の残となっております。

次に、10款繰越金1項2目その他繰越金ということで、19年度の繰越額確定によつての2万2,000円の追加補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 平成20年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よつて、議案第53号 平成20年度亙理町国

民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第54号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第54号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,795万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正。地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出の方からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

歳出、第3款第1項1目元金23節償還金利子及び割引料の7,450万円につきましては、借りかえに伴います繰り上げ償還となっております。

それでは、歳入の方をご説明しますので、9ページ、10ページをお開きください。

歳入、第7款1項1目下水道事業債第1節公共下水道事業債4,200万円、2節流域下水道事業債1,400万、2目資本費平準化債1節公共下水道事業債520万円、2節流域下水道事業債1,330万円は、低金利への借りかえを行うものでございます。

なお、今回の借換債の対象は、5%以上で5.5%未満の起債が対象になっております。

それで、今回の借りかえによりまして軽減につきましては、まだ利息が確定し

ておりませんが、平成20年8月現在の公庫の利率2.2%で試算しますと総額で931万円、20年度分では113万5,000円程度低額されるものと試算しております。以上でございます。

すみません。もう1回。大変失礼しました。第4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正、起債の目的、公共下水道事業借換債4,200万円、流域下水道事業借換債1,400万円、公共下水道資本費平準化債借換債520万円、流域下水道資本費平準化債借換債1,330万円。借りかえの方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 4ページですね。今説明ありましたけれども、公共下水道事業借換債、流域下水道事業借換債、公共下水道事業資本費平準化債借換債、流域下水道資本費平準化債借換債でトータルすると、合計でトータルすると931万の財政負担が軽減されるというように説明されましたけれども、それぞれ幾らずつ負担されるのか、四つについて説明をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 931万2,000円の内訳でございますけれども、公庫分で…すみません。ちょっと大まかにとらえていないで、企業債ごとにとっておりますので、後でご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 資料そのものはあるんですね。資料そのものはあるので、すごい近いので、持ってきてもらってお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 年度ごとの借りた分の軽減だと今ここでわかるんですけども、それでよろしいでしょうか。（「それです」の声あり）

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） では、今手元に持っている資料の範囲で説明できる分は説明して

ください。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 平成61年度で借りた分で、その……（「昭和でしょう、昭和」の声あり）昭和61年の公共事業で借りた分で110万6,000円、それから62年度で借りた流域下水道で64万3,000円の軽減、それから、62年度で借りた公共下水道につきましては177万3,000円の軽減、それから、62年度で借りております平準化債については166万5,000円の軽減でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員、よろしいですか。いいですか。

では、町長が補足するそうです。町長。

町長（齋藤邦男君） この公共下水道の借りかえそのものについては、ただいま担当課長の方からご説明申し上げたとおりでございますけれども、まずもって年度の借り入れ、そしてその償還期間がおのおの違うということ、そこで今930万のうち年度ごとの減額なる分を申し上げたんですけれども、単年度ごとを言っているんですけれども、今後の借り入れの問題とかありますので、その詳細については休憩時間に課長が算定して後で報告するようにいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員、よろしいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 平成20年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 平成20年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第55号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第55号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ17億8,606万7,000円とするものであります。

今回の主な補正の内容でございますが、平成19年度の事業費確定に伴いましての精算による返還金が生じたことから補正をするものでございます。

それでは、歳出からご説明しますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3歳出、6款3項1目返還金、補正額が403万円でございます。これについては、介護給付費交付金の精算に伴いまして返還金が発生したことよっての補正内容でございます。

次に、前のページの歳入をご説明しますので、8ページ、9ページをお開きいただきます。

2の歳入、8款繰入金2項1目介護給付費準備基金繰入金、今回の補正額が403万円の追加補正でございます。1節介護給付費準備基金繰入金ということで403万円、歳入財源は今回は繰入金の繰り入れということで財源を確保させていただきたいというふうに考えています。

現在、この介護給付費準備基金の残高でございますが、今回の繰入金を差し引

きしますと、基金残高については現在7,733万9,000円でございます。7,733万9,000円の基金残高となる状況でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 平成20年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成20年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時08分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩前に下水道関係借換債の説明が不足しておりましたので、上下水道課長より説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、先ほどの件ですけれども、公共下水道事業の借換債につきましては節減額が419万9,000円、流域下水道事業債の借換債が99万8,000円、それから、公共下水道と流域下水道の資本費平準化債の借換債は1本で借りているというふうなことで、合計で411万5,000円で、以上でございます。

議長（岩佐信一君） 報告が終わりました。

日程第10 議案第56号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補
正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第56号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補
正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、議案第56号 平成20年度わたり温泉島
の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
によるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万
2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,951万2,000円と
するものであります。

初めに、歳出からご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きいただきます。

3、歳出でございます。1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費でございます
が、532万6,000円の補正額でございます。

その内訳でございますけれども、説明の欄に基づいてご説明申し上げます。

わたり温泉島の海運営費の関係でございますが、11需用費、印刷製本費57万
8,000円、パンフレット等の印刷でございます。

主なものを申し上げますが、14使用料及び賃借料でございますが、AEDの設
置リース等ございまして、28万円でございます。

16原材料費でございますけれども、鳥の海ローションの原材料というふうなこ
とで作成するための原材料費ございまして、63万5,000円。

18備品購入費でございますが、備品購入代といたしまして25万円ございま
す。

その下の管理費でございますけれども、13委託料でございますが、65万7,000
円。クーリングタワー、冷暖房の切りかえの機械でございますが、そちらの切り

かえ、保守委託料でございますが、65万7,000円でございます。

15工事請負費でございますが、体験学習室並びに4階厨房のエアコン導入のための290万でございます。

続きまして、2款1項1目基金積立費でございますけれども、530万4,000円の減額でございます。

同じく説明につきましては、25積立金でございますが、530万4,000円の減額というふうなことでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きいただきます。

歳入でございます。4款1項1目繰越金でございますが、補正額2万2,000円でございます。繰越金2万2,000円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 10ページ、11ページ。歳出になります。その中の委託料、工事請負費なりですが、体験学習改良工事まで含めてエアコンも含めてでしょうが、今290万という説明ありました。これはきのういろいろ話題になりましたデスティネーションジャパン、DSキャンペーンとか、あと仕出しではらこ飯弁当をつくるという形で、体験学習室を改良するという話でございましたが、食品衛生法ということがございます。食品衛生法、おわかりのとおり、総菜、弁当、ちらしというふうにそういうふうなことをやる場合、普通の食堂とかそういうふうなレストラン系とはまた別な区画を区切りなさいという法律があるんですが、その法律を見通しできなかったのか、お弁当をつくるつもりはなかったのか。

あともう一つは、体験学習室改良工事となっておりますけれども、これ体験学習室、この学習室をつくった趣旨、本来の目的はどういうものだったのか。

あともう一つ、これははらこ飯のシーズン終わりましたら、もとにある程度戻して実質的な体験学習を始めるお考えなのか、この3点お伺いします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 第1点目の食品衛生法に係るところの島田議員さ

んがおっしゃいました弁当の関係でございますが、これにつきましては保健所等の指導も受けまして、法に基づいた施設というふうなことで改造するつもりでございます。当初はその場で弁当というふうな作成するという、つくるというふうな計画では予定ではございませんでしたので、体験学習室というふうな、何というんですか、こう部屋というか、そのようなことでつくられておったわけでございますが、今般につきましては食品衛生法に基づいた改良というふうなことで進めてまいる予定でございます。

それから、二つ目の体験学習室の目的でございますけれども、これにつきましては、地元の各種婦人会等々、団体等に利用していただきまして、地産地消というふうなことで地場産品を利用した食品改善の、改良のための研修の場所として設置いたしましたわけでございます。ただ、いかんせん、なかなか周知徹底を図っていない、図られない面もございまして、利用につきましては、利活用につきましては現在のところ大分落ちておるというふうな現状でございます。

それから、はらこ飯ですか、はらこ飯を終わった後のその改修した後の対応というふうなことでございますけれども、この場所につきましては改良する発端につきましては議員の皆様方もご承知かと思っておりますが、開業当初ホッキ飯から始まりまして、そのとき限定20食、30食というふうなことで大分ご利用者の皆様方からおしかり、苦言、苦情というふうなことで賜りました。それで、亶理町名産のはらこ飯をそのホッキ飯の二の舞にすれば、私たちも今まで培ってきたこの保養センター時代からの味というものを広くやはり、広く数多くこう広めてまいりたいというふうなことでございまして、どうしても今の厨房では数を限定せざるを得ないというふうな実情に達したわけございまして、今般それを解消するためにこのような工事請負費というふうなことで計上させてもらっておるわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の説明受けましたが、普通調理、4階の調理室、4階の調理室兼食堂がありますが、その場所で幾らくらいの計画で仕出し、お弁当をつくるのか、あと、外からの注文をお受けするのかというのは、ある程度計画に織り込み済みだと思います。その中で普通でしたらお弁当300食、500食をつくれるような

考えもあったのではないかと思います。

また、今配達、仕出しという形になりますが、その数がそういうふうなイベントとか何かだったら私は構わないと思いますが、ふだんわたり温泉島の海に来客する方にお弁当、今まで保養センターと同時に提供するという形になりますと、規模とかそういうふうな集客力からいって、民営の圧迫にならないのかというのが一つと、あともう一つ、今の説明ありましたが、体験学習室、本来であれば宿泊者と提携して、この亶理町の地産地消、できる産物をその体験室で製造、そして食することが可能だと。はっきり言いますと、わたり温泉島の海のパック体験旅行とか何かも可能ではないかなと思って私は期待していたんです。それが忙しいという形で、来客もすごかったんですが、この9月以降になりますとそういう時間があると思いますので、私はそちらの方に行くのかなと思いましたが、一応お弁当とか何かというのをつくるための改造というふうになりましたけれども、もう一度確認しますけれども、そういう地産地消の団体だけを対象にするのではなくて、宿泊者とかそういうふうなキャンペーンの中に体験学習室を使う考えはあるのか、それは一つございます。

あともう一つは、なるだけ食堂の機能と、あともう一つ何回も私も一般質問でも言ったんですが、今わたり温泉島の海のやはり基本理念とか、いろいろ話しますけれども、パンフレットにも書いてあります。やはりもう一度基本理念を確認して、こういうふうな改造とか何かするとき、それに合っているかどうか、検討なさる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 1点目の体験学習室におけますところの地産地消、団体ばかりではなくて泊まりの宿泊客も取り入れた中での体験学習室の利活用ですか、そのようなご質問でございますけれども、この辺につきましても運営委員会等の席上でもそのようなご意見というふうなことでは出てございますので、その辺につきましても協議、検討をして今後まいりたいと思います。

それから、前後いたしますが、民営の事業者等の圧迫ですか、その関係でございますけれども、この関係につきましても、開業する4階の食堂ではらこ飯を提供する時間、昨日の町長の答弁の中にもございましたが、一般質問の答弁の中に

もございましたが、11時から午後4時30分までというふうなことで、若干午後の時間帯、一般の食堂の営業時間とダブらないような方向でもってやってございます。それで、町長の答弁にもありましたが、夜の営業につきましては原則今のところ考えてないという、4階の食堂ではございますけれども、そのような方向でやってございますので、そのようなことをご理解を賜りたいと思います。

また、三つ目の基本理念というふうなことでございますけれども、この関係につきまして、やはり原点にかえてその辺は踏査しながら今後運営していく必要があるのではなかろうかというふうなことで考えます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、第1点目ですね。11ページの先ほど説明ありましたけれども、1款1項1目運営費ですね。パンフレット1部幾らで何部つくるのか。1部幾らで何部つくるのか。同じくわたり温泉ローションについても1本幾らで何本つくるのか、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 1点目のパンフレットの作成でございますけれども、1万部をつくる予定でございます。1万部……、単価につきましては45円というふうなことで、それに消費税がかかってくるというふうなことでございます。

また、2点目のローションでございますけれども、2,000本つくります。予定でございます。それで、1本当たり302円というふうなことで税抜きではございますが、そのような内訳になってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 先ほど島田議員さんの質問に対して、もう一回確認しますが、体験学習室を今回改良するということになると、体験学習室そのものは今後使えるんですか。体験学習のために。体験学習、先ほど答弁されましたよね。体験学習の目的述べられましたよね。その目的を達成するために、改良した後もその目的達成のためにその体験学習室を使えるんですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 体験学習室につきましては、両方ですね、厨房と

合わせて使えるような方向で運営してまいります。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私、この議案見たときに、体験学習室を改良すること自体はそのことでなくて、2月にオープンしてまだ6カ月余りなんですよね。それでなぜ体験学習室を改良するのかと不思議に思ったんです。もうちょっと厨房の問題、4階の厨房の問題含めてもうちょっと説明をしてほしい。なぜこの体験学習室を改良しなくてはだめなのかという理由も含めて、今の厨房の問題点も含めてもうちょっと説明をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 総支配人の立場から申し上げたいと思います。

議員さんもごらんになったと思いますけれども、開業当初、我々の概算の想定以上のお客さんがいらしたことも事実でございます。それに対して果たして満足なサービスをしたかという、例えば、味が売り物でありますところのホッキ飯は30食限定とか、20食限定とか、大変な不評を買ったわけでございます。そのおかげというとおかしいんですけれども、亘理町6号線のお店まで大繁盛すると、そのくらい地場の亘理のいわゆる名物料理には亘理町外の方々非常な関心を持っているわけです。

先ほど来お話出ていますいわゆる調理場、現在の調理場の設計につきましては、我々やはり想定外のお客さんということでご判断いただきたいと思います。我々も基本理念ということも先ほど出たわけですが、あそこは亘理町の観光拠点であり、亘理町そのもの発信の場でもありますから、したがって来たお客さんお一人お一人に満足をしていただくのが一番だと思います。今回、前回のホッキ飯を中心としたそういった地場産品の満足な提供ができなかった反省をもとに、万全の体制をとろうということで、実は体験学習室も調理場として、そしてまた、燃料もガスも併用してやっていこうというふうな一つのとらえ方をしているわけです。

そしてまた、過日、わたり温泉島の海の運営に書いてあるわけですが、その中で出たあれですね、大変ユニークな見方する人もおりました。体験してつくらないまでもあそこはオープンキッチン形式になっていますから、暗いセン

ターからそのまま見えますね。「ああ、なるほどな。こういうあれでつくり方しているのかな」というのも非常に大きなアピールになるのではないかなと。そういった委員さんの意見もあったわけですから、今回の試みはぜひ皆さん期待していただいて結構だと思いますし、我々も一生懸命はらこ飯、そしてホッキ飯につなげていきたいなというふうに思っています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 私はローションのことについてお伺いいたします。

先ほど2,000本で302円の単価ということでお話があったんですけれども、このローションは前回つくられたのはいつごろで、その前回何本つくられて、何年間で在庫がなくなったのか。また、今800円でたしか販売していると思いましたがけれども、その価格の上乗せの分というのはどの段階、売れた段階で計上しているものなのかどうか、その点についてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） ローションの前回いつつくったか、また本数等についてでございますけれども、これは私の掌握しているところでは5年くらい前だったというふうな、ちょっと正確なところまでは把握してございませんが、5年ほど前だったようなことで聞いてございます。それで、おおむね2,000本というふうな今回要求した本数と同数くらいというふうなことで聞いてございます。

それを旧施設から継承いたしまして販売しておったわけでございますけれども、ただいまふれあい市場の方で800円というふうなことで販売してございますけれども、この値段につきましても当初からこの販売価格ですか、この関係につきましても当初予算でも歳入としてみてございますので、その価格につきましても前回から継承して販売価格を定めておるというふうなことでご理解を賜りたいと思います。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 5年前で2,000本つくられたということで、単純に考えますと5年間ですから1年間に400本売れておったと。ところが、ことし2月にリニューアルしてすごく評判がいいということで、お客さまもいっぱい見えられると。そうしますと、この年間400本では足りないんじゃないかと私は思うんですけれども、

これ2,000本で果たして何年分を想定していらっしゃるのか、お伺いたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 今回2,000本というふうなことで要求いたしました
が、2月以来販売の推移を見ておりますと、1月当たり7万円、すみません、7
万円ですので大体90から100本前後は売れてございます。ですから、おおむね2
年、今からの推移をしますと2年くらいはもつのかなというふうなことでは推測
されるわけでございますが、もし好評で売れましたらば、再度作製いたして販売
に結びつけたいというふうなことで考えてございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） ちなみに、2,000本つくって原価が302円ということですが
も、3,000本つくった場合、5,000本つくった場合の見積もりというんでしょ
うか、そういうものはとられたのでしょうか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 当初2,000本と5,000本での見積もりというふうな
ことでございますけれども、これにつきましては業者の方とのその辺は打ち合わ
せてもらってございまして、作製料の300円というふうなことで先ほどご説明申し
上げましたが、それにつきましては本数に変わりなくというふうなことで、その
ようなことでは見積もりを頂戴いたした段階ではそのようなお話のもとに今回計
上させてもらっておるわけでございます。

また、そのほかに、先ほどお話、説明するのを抜けておった点申しわけござい
ませんが、この800円の定価を定める中におきましては、もちろんローションのラ
ベルの作製代ですか、あと源泉を東京の業者に一回源泉から採取しました温泉水
を送付いたしますので、そのような送料につきましても含まれた中での定価の設
定というふうなことでございますので、その辺につきましてもご理解をいただき
たいわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11 番（佐藤アヤ君） 私の方からは10ページ、11ページの使用料及び賃借料なんですけ
れども、AED設置リース料等と書いてありますけれども、きのう町長の答弁の
中でも救急車を何度か呼んでいらっしゃるという中で、このAED、前の保養セ

ンターには設置してありましたけれども、今回も新たに借りてそして設置するというので、何台のAEDになるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） ただいまAEDの設置の件でございますけれども、前保養センターにつきましてはわたり温泉健康センターの方に設置してあったというふうなことで、廊下で結ばれてございましたので、保養センターには設置してございませんでした。今般1台というふうなことで予定してございます。それもあくまでも町長の一般質問での回答の中にもございましたが、体調、湯当たり、いろんな面で湯当たりばかりではなくて、そのほかいろんな体調不良によった場合の活用というふうなことを目途に設置いたすというふうな考えでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） リース料ということは毎年28万円かかるということなのでしょうか。AEDって1台、ちょっと調べていないので金額言えませんが、毎年28万というのはちょっと大きいかななんて思って質問させていただきました。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） AEDにつきましては、28万円というふうなことでここには予算書には載ってございますけれども、ほかに布団のリース料等も入っていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それで、AEDにつきましては、年間これ50カ月としての、すみません、60カ月ですか。5年契約というふうなことで見積もりをいただいてございまして、1月当たり7,700円というふうなリース料でもって今般5万、実質は5万6,000円ほどでございますけれども、そのようなことで計上させていただいたというふうなことでございます。

議長（岩佐信一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） ちょっと確認したいんですけども、今の原材料のローションの原材料が63万5,000円、それでこれを約800円で売ると2,000本で160万、この収入はどこに入るのか。売っている方に入るのか、鳥の海温泉特別会計に入るのか。

あと、もう一つ、今体験学習室を改修して、ここで調理を出すようですけど

も、これは何、お弁当というのは折り箱をつくって、それをあそこに来た人に1箱幾らで売って、それを販売したのほどここの収入になるのか。

それで、バイキングがその期間4階でやらなくなって、弁当さんが下で売って、上ではまたはらこ飯を売る。そうした場合、上のその4階の食堂に営業的な影響が及ぼさないのか。その辺をちょっと確認の意味で聞きたいと思います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） ローションの収入でございますけれども、これにつきましては特別会計の雑入に入ります。

あと、体験学習室の郷土のお弁当というふうなことでございますけれども、もちろん弁当もつくりますけれども、そこで煮炊きいたしますので、もちろんはらこ飯のどんぶりですか、そのようなことで逆に2階の方でも提供いたしますので、2階、あとは4階の方でも下でつくったものを上に上げて提供するというふうなことで考えてございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） そうした場合、2階、4階の方に調理、体験学習室でつくったはらこ飯の弁当ではなくてはらこ飯ですわね。それを提供するということは、どのような手段で上でダウンエーカーか何かそういうものを使って上げるのか、その手段ね。衛生的にただ普通皆さんが乗っている今のエレベーターで上げるのか、手持ちで上げていくのか、ダウンエーカーをまた新設して使って上げるのか、その辺の改良の工夫が今回はこの補正に出ていないというような気もするんですね。その辺の対応はどのようにする。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 1階から4階までの動線についてでございますけれども、1階の下処理室から2階、4階まで裏に、裏にと言いますか、体験学習室の裏にエレベーターございます。これにつきましては食材料の運搬並びに従業員の移動のために使用してございますので、それを利用するというふうなことになります。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） そうした場合、下でつくったのはだれがつくるかわかりませんけ

れども、その調理したはらこ飯ね、それを4階に上げていくと4階の収入になる。と、ここの特別会計の収入になります。下でつくったはらこ飯の弁当はどこの収入になるか、それちょっとわからないんですけども、その辺の区別はどのような形で区別、原材料からどういうふうに収入、原材料を仕入れて区別して割ってやったらどういう収入の区分をするのか、その辺もわからないんですけども。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 説明不足で申しわけございませんでしたが、あくまでもわたり温泉鳥の海というふうなことでの製造でございますので、収入につきましてはすべてわたり温泉鳥の海の特別会計に入っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質問ありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） パンフレット1部45円で1万部つくりますと、消費税入れても47万2,500円、差額の10万6,000円は、先ほどの多分説明だとローションのラベルかなというふうに思いますけれども、これラベル計算すると1枚53円になるんですよ。パンフレットが45円で1枚のラベルが53円というふうなこと、ちょっとその辺説明していただきたいと思います。

それと、使用料の中にきっと賃貸料、賃借料、先ほどAEDがあります。そのほかにも布団のリースがありましたね。布団リース、多分年度初めに予算で組んでいると思うんですけども、何で改めてここでリースを入れなくてはならないのかというふうに思います。

それとあと次三つ目、備品購入費25万の内訳、明細、どんなものを買うのか。そこと、工事請負費、体験学習室とエアコン導入の工事費がありますけれども、これの内訳、エアコン導入が幾らか、改良工事が幾らか。

それと、先ほど所長が開館してからホッキ飯のシーズンを迎えた。1日20から30しか提供できなかった。それが今度そのままはらこ飯のシーズンになると、需要に追いつかないということでのこの今回の補正だと思うんですけども、初めて亘理町ではらこ飯をつくるわけではないんですよ。今までシーズン何シーズンも迎えて、毎年毎年何食、1日に何食というふうな数字が出てきていると思います。例えば1日に80、100、200、300売れるような体制をなぜ4階の方

の厨房で最初からつくらなかったのかというふうなことがあります。

あともう一つ。体験学習室を今回ホッキ飯の対応でというふうな間に合わせ部分でやるというふうな話ありましたが、では来年のホッキ飯のシーズン、ホッキ飯も従来どおり4階でつくれば、また20、30の対応しかできなかったと。では、そのときに体験学習を使うようになるのかどうか。以上、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） まず1点目のパンフレットの関係でございますが、これにつきましては先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、そのほかローションのラベルというふうなことで2,000枚作製いたします。それが1枚当たり税抜きで50円というふうなことで見てございます。

それから、2点目の布団のリースでございますけれども、これにつきましては当初からは予定はしてございましたが、その他実際8月には仙台の方面からスポーツ少年団の野球の子供たちさんとか、あと春先には山形から高校の陸上の関係の生徒が合宿とかいうふうなことで結構そのような需要も多く、今回高校駅伝も10月には予定されてございますので、それらに対応するための今後もっともっとやはり合宿というふうなことも念頭に置いて受け入れなければならないというふうなこともございますので、そのために布団のリースというふうなことではお願いしておるわけでございます。

それから、備品の購入関係でございますけれども、これにつきましては、食器とか、あとなべ類の購入というふうなことで考えてございます。そのようなものを購入いたしたいというふうなことでございます。（「工事の請負もあるんでないの」の声あり）

それから、工事請負費の関係でございますけれども、体験学習室の工事費につきましては250万、4階厨房のエアコンの設置に関しましては40万というふうなことでございます。

それから、なぜこのような時期にというふうなこと、当初からの計画との整合性という、これにつきましてはこの施設、温泉そのものはIH化でございます。すべて厨房もIH化でございましたので、そのようなことでどうしても提供する

ものをその数量だけ出せないというふうなことが実際運営、開業してわかってまいりましたので、そのようなことを念頭にいたしますと、どうしても今まで保養センターの実績等を見ますと、1日当たり、また月当たりの提供に影響が出るというふうなことも十二分に懸念されましたので、このようなことで今般お願いしたというふうなことでございます。

あと、体験学習室、亘理町には四季折々のはらこ飯、ホッキ飯、しゃこ飯とあるわけでございますけれども、その際にも提供する場合の体験学習室のあり方というふうなことで理解したわけでございますけれども、これにつきましてはその折を……、その時期においていただくお客様の要望にこたえるべく、やはり今後内部で検討させていただきたいというふうなことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） では、布団のリースは何組購入予定か。あとは、備品購入に食器となべありましたけれども、ガスがまが入っておりません。今度ガスで炊くというふうに聞いたんですけれども、それはどこに入っているのか。

それと、当初あの施設はIHで対応するというふうな話でしたけれども、皆さんわかると思うんですけれども、大体業務用の料理というのはガスなんですよ。家庭料理だったらテレビ番組見るとIHでやっていますけれども、ほとんどガスです。何でそれを多分常識でわかっていたらこういうような事態は多分起きていなかったと思うんですけれども、その辺の判断というのは当初だれがやったのかどうか。だれの判断だったのか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 布団のリースの数でございますが、150組を予定してございます。

あと、ガスがまです、これに出てきておりませんが、1階の体験学習室の改良工事の中にガスがまが含まれてございます。（「何個」の声あり）6升炊き四つでございます。（「IH。IHにした理由です」の声あり）

IHにつきましては、やはり安全性と当初は衛生管理上の面等からもってIHにしたというふうなことです。なお、この施設につきましては、わたり温泉鳥の

海施設整備検討委員会の委員さん36名、あと運営委員さんですか、10名等々の何度とない、何回とない協議等を経た上でのやはりこの施設として認めていただきましてこの施設が建設されたというふうなことで、もちろん議員の皆様方のご理解をそれに基づいてご理解というか、ご可決をいただいた上で建設されたというふうなことで、そのようなことをご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑は。4番相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） もう一度確認なんですけれども、体験学習も可能という先ほどおっしゃっていましたが、このはらこ飯、そしてホッキ飯の時期もあります。また、アサリ、シャコエビ、そういうふうな時期ももう出すような感じに今感じたんですけれども、このようになっていくと、この体験学習をやる時期というのが決められてくると思いますが、このままちょっといろいろ答弁を聞いていますと、体験学習をここでやっていくのは本当にできるのかしらというご疑問があるんですけれども、体験学習のような感じで今までは中もなっていたわけですよ。それが改良されますと、果たしてそこで体験学習が可能になってくるものなのでしょうか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） この体験学習につきましては、いろいろ今議員さんも心配なされていらっしゃるんですけども、年間調整その辺につきましては、詳細調整をしながら実施してまいりたいというふうなことでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑は。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 二つ質問をいたします。

まず一つは簡単に、わたり温泉鳥の海運営基金の積立金の残高、この530万4,000円引いた場合に幾らになるかをお伺いしたいと思います。

二つ目、体験学習室の改良についてですけれども、ただいまご返答されていましたが、はらこ飯とかホッキ飯とかつくってスケジュール調整して体験学習をしたい。なるほど。これ今条文はないんですが、食品衛生法上果たしてできるのかどうか、法的な面からもう一度検討されたらいかかなというふうに思います。それについてご返事をいただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 基金積立金のことなんですけれども、まず19年度の基金積立金の残高は1,998万8,000円でございます。20年度の基金積立金は3,817万3,000円から今回503万4,000円を引いた金額の3,286万9,000円でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） わたり温泉所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 衛生面的なものでございますけれども、この関係につきましては、保健所とも何回となく打ち合わせした中で行ってございます。さらに、高野議員さんのおっしゃるのはもちろんかと思しますので、その辺につきましましては、なおより一層ご指導と保健所等のご指導を仰ぎながら運営してまいりたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来からこのわたり温泉鳥の海の体験学習室そのものについてはことしの2月6日から今日までの利用度が1回であるということ、その1回の事業というのは3月31日に町民生活課で事業を展開しております。結婚のできない方、亘理町の漁業者、農業者の後継の方々が伴侶を、まだ結婚できないということで仙台方面からの募集をかけまして、そのふれあい事業によって20名の参加をいただいたわけでございます。その中でイチゴジャムのつくり方とか、地場産品はこのようなあるということで交流事業の中での体験学習をやったのが1件でございます。

そういうことだけではなく、今後も体験学習室そのものについてもご利用いただけたらと思っておりますけれども、やはり亘理町内の各支所あるいは改善センター、荒浜支所、中央公民館、各施設にそういう調理場等がございますが、なかなかこのわたり温泉の体験学習の利用度が少ない。そしてまた、先ほど総支配人から申されたとおり、2階、4階の調理そのものがこのはらこ飯あるいはホッキ飯の料理そのものについて、お客様に提供できない状況にあることから、今回1階を利用させていただきまして、今回町民、町民というか、利用度を高めてまいりたい。

そして、安全、衛生管理面につきましても、これについては塩釜保健所、岩沼

出張所とも調整をしながら、それらの内容については全部クリアしているということで許可を受けておるところでございます。補足説明とさせていただきます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算
（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第57号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 議案第57号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業外費用、既決予定額1億1,189万2,000円に461万円を減額補正し、1億728万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第1項企業債、既決予定額6,000万円に1,650万円を追加補正し、7,650万円とするものでございます。

支出、第1款第1項建設改良費、既決予定額1億1,350万5,000円に3,560万円を追加補正し、1億4,910万5,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金1億3,025万6,000円に2,082万4,000円を追加し、1億5,108万円とするものでございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債の予定額に、次のとおり追加する。

企業債の目的、亶理町水道事業借換債、限度額1,650万円、起債の方法、証書借り入れ、利率3.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰り上げ償還または低利に借りかえることができる。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出、支出の分ですけれども、1款2項1目支払利息及び企業債取り扱い諸費1節企業債利息461万円の減額補正ですが、これにつきましては、19年度に借換債に伴う利息が軽減されたものでございます。なお、この借換債については7%以上のものと5.5%以上のものが対象となりました。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入、1款1項1目企業債の1,650万円につきましては、平成20年度に予定しております借換債分でございます。なお、今回の対象は5%以上5.5%未満の起債のものが対象となっております。

資本的支出、1款1項3目改良事業の委託料560万円と工事費の3,000万円でございますけれども、これにつきましては祝田の亶理消防署と佐藤記念体育館の間に国道6号線に水道の本管400ミリが推進で入っているわけですが、そこから漏水が判明したため、今回設計業務委託料と推進工法の工事請負費を追加補正するものでございます。

2項1目企業債償還金の2,082万4,000円でございますけれども、平成20年度に借りかえをする繰り上げ償還分と、平成19年度に借りかえを行いましたけれども、それに伴う償還金の早まりでございます。以上でご説明終わりますけれども

も、よろしくご審議の方をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 4ページ、5ページですね。委託料、漏水工事の委託料が560万と工事請負費がここに出ておりますが、いつ、どこで、場所は今聞きましたけれども、いつどのような状況で発生して、いつごろ修繕するのかですね、その辺お伺いしたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） ここにつきましては7月末に、以前に5月に径150の水道管から漏水があったというふうなことで修理をしてきたわけですが、そのときの本復旧工事というか、舗装工事をやろうとしたときに、まだ水が漏れているというふうなのを確認いたしまして、もう一度確認をいたしましたところ、本管というか、推進工法で入っている中から漏水が確認されたというふうなことでございます。

なお、この560万円につきましては、あそこ国道横断というふうなことで、あそこに当域水道の水道管と、それから国土交通省の情報ボックスが埋設されているというふうなことで、地中の出したレーダーで設計とか組まなければだめだというふうなことで、設計の一部は高くなっております。

それから、工事請負につきましては、来週の指名委員会にかけて早急に発注したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第3号 専決処分の報告について
(賠償額の決定及び和解)

議長（岩佐信一君） 日程第12、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、報告第3号を説明いたします。

議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号 専決処分の報告について。

平成20年7月28日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告する。

次ページをお開き願いたいと思います。

専決処分書。平成19年12月21日に亘理町字上町36番地先の町道で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分する。

7ページ、別紙でございますが、和解及び損害賠償の額について。

平成19年12月21日に亘理町字上町36番地先の町道で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

記。1、和解の相手方、亘理町字裏城戸145番地の3、土井幸子。2、和解の内容、（1）亘理町は、本件事故に関し解決金として上記相手方に対し、金80万円を支払うものとする。（2）相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか、今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。以上で報告を終了いたします。

議長（岩佐信一君） 以上で専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第13 報告第4号 平成19年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び

日程第14 報告第5号 平成19年度亙理町水道事業会計の資金不足比率について

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第13、報告第4号 平成19年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第14、報告第5号 平成19年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 初めに、報告第4号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、報告第4号 平成19年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行されました。平成19年度分から報告を議会にしなければならないというふうなこともございます。それに基づいて報告を行うものでございます。読み上げます。

平成19年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

健全化判断基準でございます。まず、指標。赤字、実質赤字比率、※印に書いておりますけれども、表示については比率がないことということでハイフンの表示をしております。それから、連結実質赤字比率、これもハイフンにしております。実質公債費比率12.2%、将来負担比率68%。なお、早期健全化基準、財政再生基準については以下のとおりでございます。

続きまして、資金不足比率でございます。これは公営企業に準ずる会計、特別会計の二つについて資金不足比率を報告するものでございます。

公共下水道事業特別会計並びにわたり温泉島の海特別会計両会計とも資金不足比率ということで表示がありませんので、ハイフン表示にさせていただきます。

以上で報告第4号を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、報告第5号について、当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、報告第5号 平成19年度亶理町水道事業会計資金不足の比率についてご説明申し上げます。

今企画財政課長の方がお話しありましたけれども、19年度から資金不足比率について地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告することになっておりますので、ご報告させていただきます。

亶理町水道事業会計の資金不足につきましては、資金不足が生じていないため、数値であらわせないというふうなことでハイフンというふうなことで表示しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 以上で報告第4号 平成19年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第5号 平成19年度亶理町水道事業会計資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 鈴木 高行

署名議員 佐藤 アヤ